

老朽空き家対策の推進を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、全国的に空き家が増加する中、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

平成30年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は約848万戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用または売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は約348万戸と、いずれも過去最高でした。

平成27年に空家対策の推進に関する特別措置法が施行され、市長が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採に関する助言または指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となりました。さらに、令和5年12月の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の改正により、管理不全空家という新たな区分が新設され、今後「特定空家」になるおそれがある管理が不十分な空き家に対しても、助言・指導が行うことができ、勧告を受けると、それまで受けっていた固定資産税の住宅用地特例が解除され、税額が最大6倍になることにより、放置を食い止める策が講じられるようになりました。

しかし、いまだ国として、増え続ける空き家対策は不十分であり、相続物件の売却に対する控除の拡充等、さらなる法改正が必要と考えます。

よって、本市議会は国に対し、下記の措置を講じるよう要望します。

記

1. 強制代執行実施後の費用回収の難しさから行政が躊躇する案件の減少に向け、国としてさらなる補助制度の拡充を実施すること。
2. 空き家の敷地に関する固定資産税および都市計画税について、住宅用地特例を家屋の解体後も適用できるよう解除要件を改正すること。
3. 空き家を早期に有効活用できるように、現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通を活性化する施策を拡充すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

摂津市議会